

資 料 編



1	菊川市総合計画の策定方針	100
2	菊川市総合計画の策定体制	102
3	菊川市総合計画策定委員会	104
4	菊川市総合計画庁内策定委員会	106
5	菊川市まちづくり審議会	108
6	菊川市総合計画策定の経緯・経過	110
7	菊川市まちづくり審議会への諮問	112
8	菊川市まちづくり審議会の答申	113
9	分野別計画策定状況	117

1 菊川市総合計画の策定方針

(1) 目的

地方自治法第2条第4項の規定により、菊川市の現状と課題・将来見通等进行分析し、行政運営を総合的かつ計画的に行うため、第1次菊川市総合計画を策定する。

(2) 基本方針

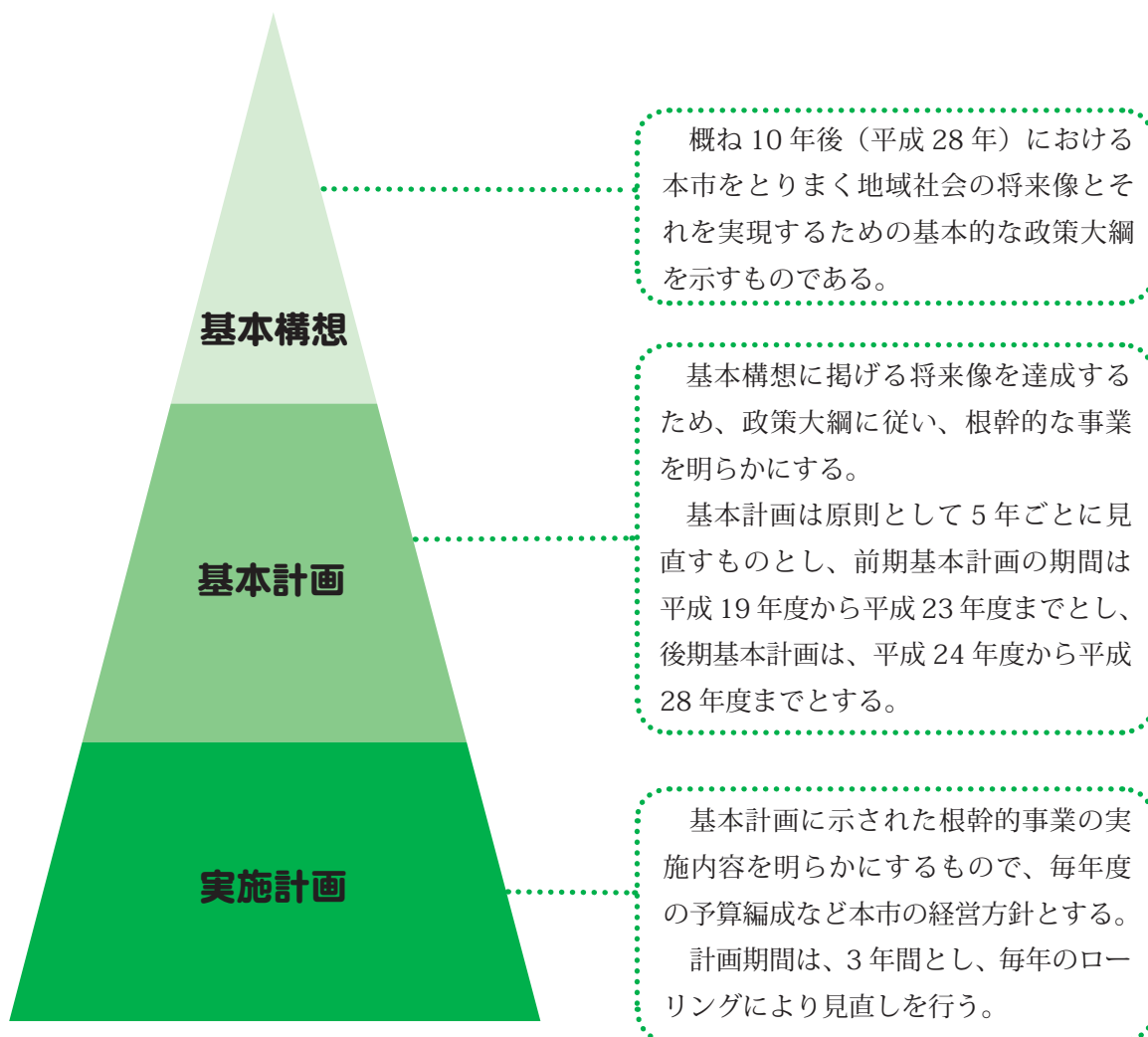
- ①新市将来構想・新市まちづくり計画を基本に策定する。
- ②各施策に対し数値目標を設定し、行政評価の指標として活用する。
- ③限られた財源の中で選択と集中により実効性のある計画とする。

(3) 策定年度

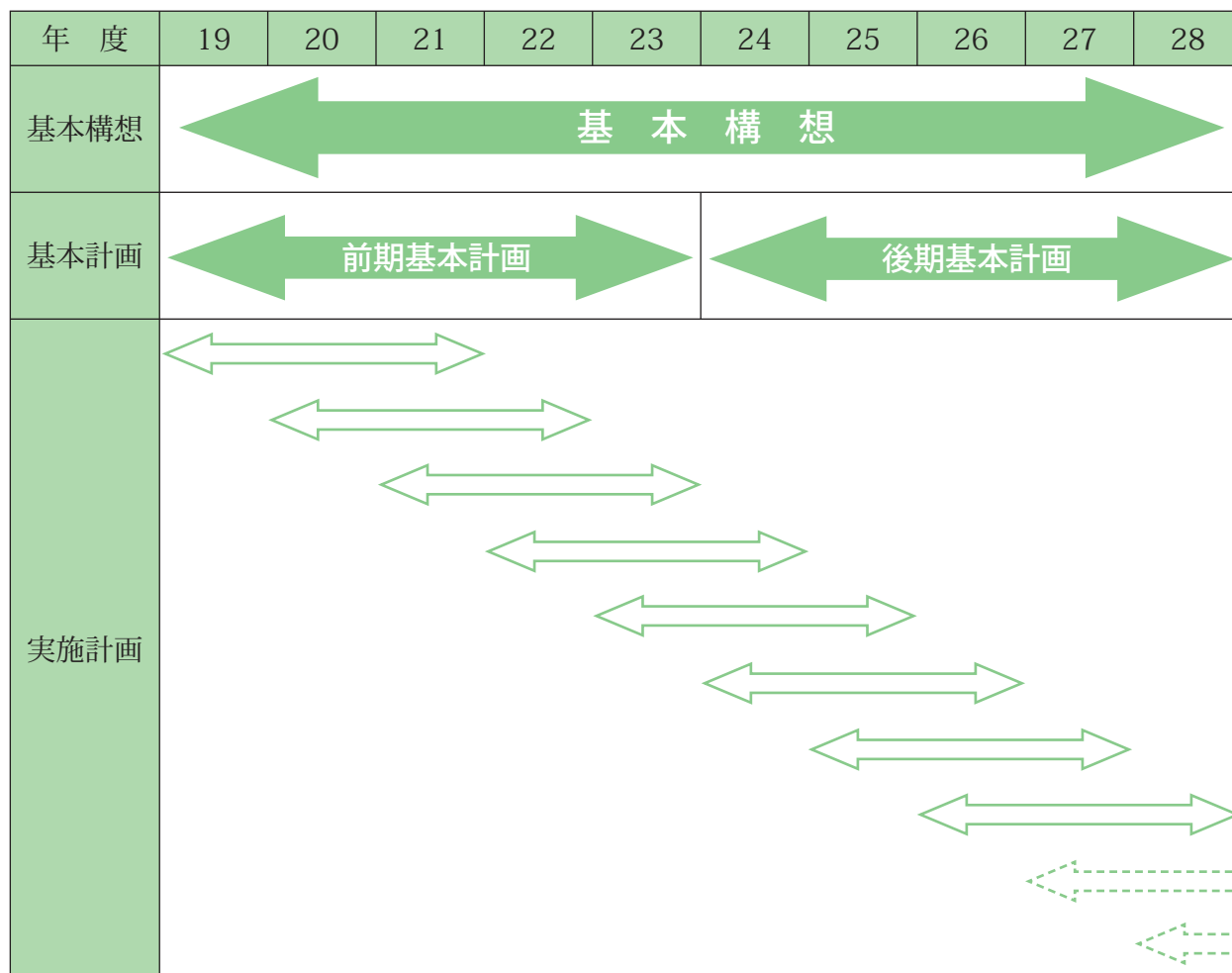
平成17・18年度2ヶ年で策定する。

(4) 総合計画の体系

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。



■総合計画の体系



2 菊川市総合計画の策定体制

(1) 策定組織

① 総合計画策定委員会（菊川市総合計画策定委員会条例）

市長の指示を受け、総合計画（基本構想・基本計画）を策定する機関。

委員会は公共的団体の推薦する者、学識経験を有する者、一般公募の市民からなり25名の委員で構成する。

② 庁内策定委員会（菊川市総合計画庁内策定委員会要綱）

総合計画策定に関する計画原案を作成する機関。

委員会は、助役を委員長に、収入役、教育長、病院長、各部長職をもって構成する。

各部署の計画素案作成のため策定部会を組織し、委員は課長、調整室（主幹・係長）で構成する。

※総合計画策定の原則

総合的な立場から地域の将来の在り方及び行財政運営の具他の方向を示し、住みよい地域社会形成を目標に策定する。

- 基本構想・・・基本構想は、議会の議決を経てこれを定める。
- 基本計画・・・基本計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するための基本的な施策について定める。
- 実施計画・・・基本計画に基づく事業について庁内策定委員会で原案を策定し市長が決定する。

(2) 市民参加

総合計画の策定に幅広い市民の要望や提案を反映させるため、市政懇談会等の意見、住民アンケート、企業ヒアリング等により、計画全般にわたり市民参加に務める。

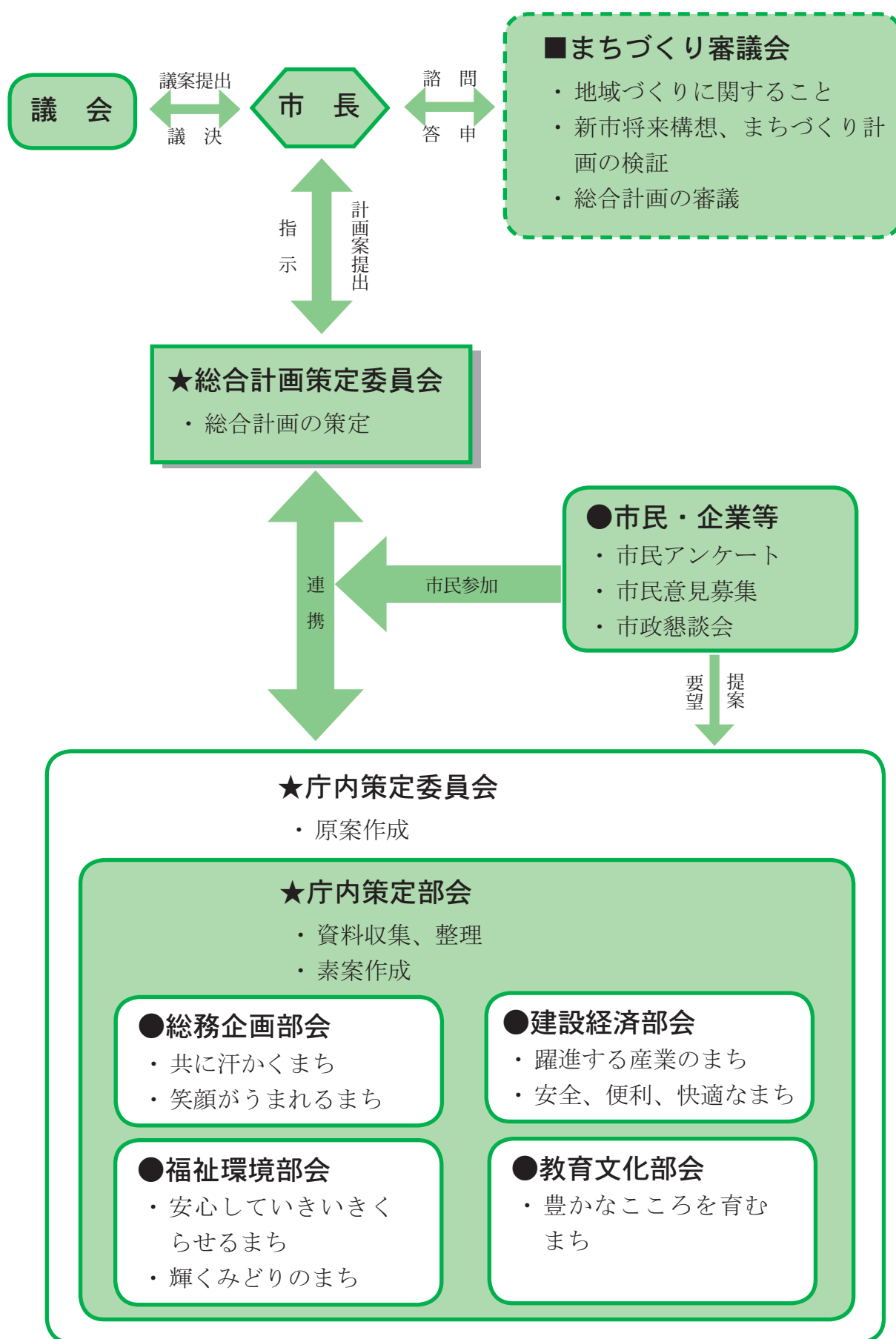
(3) 審議機関

① まちづくり審議会（菊川市まちづくり審議会条例）

市長の諮問により、総合計画を審議し、答申する機関。

なお、まちづくり審議会は新市将来構想、新市まちづくり計画の進捗状況等の検証を行う。

【組織図】



3 菊川市総合計画策定委員会

(1) 菊川市総合計画策定委員会条例

菊川市総合計画策定委員会条例

(設置)

第1条 菊川市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、菊川市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、総合計画を策定するため、次に掲げる事項について調査検討を行う。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく市の基本構想（以下「基本構想」という。）に関すること。

(2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の推薦する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 市民の代表者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を分掌させる必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、専門部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 策定委員会名簿

部門	役職	氏名	団体名等	備考
教育文化		岡田敬之助	教育委員会	委員長
		堀尾 孝	社会教育委員	委員長
		袴田 美子	P T A連絡協議会	H 17 副会長 (小笠東小会長)
		岩水 素江	体育協会	副会長
		黒田 堅	住民代表 (一般公募)	
		すずき麗華	学識経験者	議会・文教福祉委員会委員長
建設経済		木佐森 朗	遠州夢咲農協	代表理事専務
		岩堀 忍	農業委員会	会長
	委員長	伊藤 尚治	商工会	菊川町商工会会長
		宮城也寸志	消防団	総括団長
		三浦 實	住民代表 (一般公募)	元新市建設計画策定委員
		齋能 守	学識経験者	議会・建設経済委員会委員長
総務企画		竹林 睦夫	自治会	H 17 連合自治会副会長
		山本 哲	コミュニティ協議会検討委員会	検討委員
	副委員長	小林 涼子	男女共同参画推進プラン策定委員会	副委員長
		中罵るり子	国際交流協会	会長
		足立 三明	住民代表 (一般公募)	元新市建設計画策定委員
		北沢 俊一	学識経験者	議会・総務企画委員会委員長
福祉環境	副委員長	渋谷 勝	社会福祉協議会	会長
		宮城 君代	民生児童委員	小笠地区会長
		落合 偉之	環境衛生自治推進協議会	H 17 連合自治会副会長
		赤堀 眞理	みらい子育てネット連合会	母親クラブ「野いちご」会員
		守屋 初男	住民代表 (一般公募)	元新市建設計画策定委員
		寺本 達良	学識経験者	議会議長
アドバイザー		坂本 光司	学識経験者	静岡文化芸術大学教授

4 菊川市総合計画庁内策定委員会

(1) 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画策定委員会条例（平成17年菊川市条例第166号）第1条に規定する菊川市総合計画策定委員会による菊川市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 助役
- (2) 収入役
- (3) 教育長
- (4) 病院長
- (5) 総務企画部長
- (6) 福祉環境部長
- (7) 建設経済部長
- (8) 教育文化部長
- (9) 小笠支所長
- (10) 消防長
- (11) 病院事務長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、助役をもって充てる。

3 副委員長は、収入役及び教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 福祉環境部会
- (3) 建設経済部会
- (4) 教育文化部会

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則（平成18年3月29日訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 庁内策定委員会名簿

役 職	氏 名	職 名
市 長	太 田 順 一	市長

■委員会

役 職	氏 名	職 名
委員長	石 田 辰 芳	助役
副委員長	内 田 隆	収入役
副委員長	牧 野 毅	教育長
委 員	村 田 英 之	病院長
委 員	名 波 克 美	総務企画部長
委 員	永 井 久 男	福祉環境部長
委 員	中 山 勝	建設経済部長
委 員	青 野 敏 行	教育文化部長
委 員	田 中 安 治	小笠支所長
委 員	山 内 均	消防長
委 員	服 部 富 夫	病院事務長

■部会（部会長：◎ 副部会長：○ ※：兼務）

	職 名		職 名
【総務企画部会】 ・ 共に汗をかくまち ・ 笑顔がうまれるまち	◎ 総務企画部長	【福祉環境部会】 ・ 輝くみどりのまち ・ 暮らせるまち ・ 安心していきいき	◎ 福祉環境部長
	○ 小笠支所長		○ 病院事務長
	総務課長		こどもみらい課長
	財政課長		健康福祉課長
	企画政策課長※		市民課長
	地域支援課長		市民福祉課長（小笠支所）
	安全課長※		環境推進課長
	税務課長		福祉環境部調整室主幹
	施設管理課長※		水道課長
	総務企画課長（小笠支所）		都市計画課長※
	社会教育課長※		病院総務課長
	議会事務局兼監査委員事務局長		
	収入役室長		
	総務企画部調整室係長		
小笠支所調整室主幹			

部会名	職 名	部会名	職 名
【建設経済部会】 ・ 安全、便利、快適なまち ・ 躍進する産業のまち	◎ 建設経済部長	【教育文化部会】 ・ 豊かなこころを育むまち	◎ 教育文化部長
	○ 消防長		○ 学校教育課長
	建設課長		社会教育課長※
	都市計画課長※		教育文化部調整室係長
	区画整理室長		学校教育課学校教育係長
	農林課長		学校教育課指導主事
	商工観光課長		給食センター所長兼庶務管理1係長
	保養センター所長		給食センター庶務管理2係長
	建設経済部調整室係長		社会教育課主幹兼社会教育係長
	企画政策課長※		社会教育課社会体育係長
	安全課長※		文化会館館長
	施設管理課長※		文化会館庶務管理係長
	工事検査室長		図書館長
消防総務課長	図書館図書1係長		
	図書館図書2係長		

■事務局

役 職	氏 名	職 名
事務局	赤 堀 弘 明	企画政策課長
事務局	加 藤 容 章	企画政策課 企画係長
事務局	西 川 多摩美	企画政策課 主査
事務局	袴 田 実の里	企画政策課 主査
事務局	岡 田 祐 三	企画政策課 主事
事務局	千 島 京 太	企画政策課 主事

5 菊川市まちづくり審議会

(1) 菊川市まちづくり審議会条例

菊川市まちづくり審議会条例

(設置)

第1条 合併後の菊川市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、菊川市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 菊川市総合計画に関すること。
- (3) 地域づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、旧小笠町及び旧菊川町の区域からそれぞれ同数の委員を選出するものとし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 新市建設計画の策定に関係した委員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 菊川市まちづくり審議会委員名簿

地区区分	役職	氏名	選出区分	適合条例
旧小笠町	委員	寺本達良	議会代表（議長）	第3条2項4号
	委員	内山喜弘	元合併協議会委員	第3条2項3号
	委員	久島清	元合併協議会委員	同上
	委員	竹澤健一	元合併協議会委員	同上
	副会長	山本瑛	元合併協議会委員	同上
	委員	赤堀実	新市建設計画策定委員	同上
	委員	桐岡薫	新市建設計画策定委員	同上
	委員	鈴木克子	新市建設計画策定委員	同上
	委員	久村孝治	新市建設計画策定委員	同上
	委員	宮城直美	新市建設計画策定委員	同上
旧菊川町	委員	落合良子	議会代表（副議長）	第3条2項4号
	委員	宇佐美貴朗	元合併協議会委員	第3条2項3号
	会長	落合敏夫	元合併協議会委員	同上
	委員	鈴木喜久男	元合併協議会委員	同上
	委員	鈴木経雄	元合併協議会委員	同上
	委員	落合かほる	新市建設計画策定委員	同上
	委員	加藤弘子	新市建設計画策定委員	同上
	委員	土屋邦昭	新市建設計画策定委員	同上
	委員	長谷川智子	新市建設計画策定委員	同上
	委員	三倉直巳	新市建設計画策定委員	同上

※委員の任期：平成18年1月31日～平成19年3月31日

6 菊川市総合計画策定の経緯・経過

■策定委員会

開催年月日	会議名	内 容		
平成 17 年度	8月29日	第1回策定委員会 委嘱状交付 正副委員長の選出 策定方針・策定体制について		
	11月28日	第2回策定委員会 第1編 総論について 第1章 計画策定にあたって 第2章 菊川市のすがた 第3章 社会経済環境の変化と課題		
			2月2日	第3回策定委員会 第1編 総論についてまとめ 第2編 基本構想について 第1章 まちづくりの大綱について 第2章 主要指標の見通しについて 第3章 土地利用の方向性について 第3編 基本計画について 第1章 菊川市の施策体系について
	平成 18 年度	5月27日	第1回策定委員会 基本構想についての報告 基本計画について 策定スケジュールについて 部会による検討について	
		6月10日	第1回総合計画策定委員会 教育文化部合同専門部会 「3. 豊かなところを育むまち」基本計画案の検討	
		6月12日	第1回総合計画策定委員会 福祉環境部合同専門部会 「2. 安心していきいき暮らせるまち」基本計画案の検討 「5. 輝くみどりのまち」基本計画案の検討	
		6月13日	第1回総合計画策定委員会 建設経済部合同専門部会 「6. 躍進する産業のまち」基本計画案の検討 「7. 安全、便利、快適なまち」基本計画案の検討	
				6月15日
		6月19日	第2回総合計画策定委員会 教育文化部合同専門部会 「3. 豊かなところを育むまち」基本計画修正案の検討	
6月22日		第2回総合計画策定委員会 建設経済部合同専門部会 「6. 躍進する産業のまち」基本計画修正案の検討 「7. 安全、便利、快適なまち」基本計画修正案の検討		
			6月26日	第2回総合計画策定委員会 総務企画部合同専門部会 「1. 共に汗をかくまち」基本計画修正案の検討 「4. 笑顔がうまれるまち」基本計画修正案の検討
6月26日		第2回総合計画策定委員会 福祉環境部合同専門部会 「2. 安心していきいき暮らせるまち」基本計画修正案の検討 「5. 輝くみどりのまち」基本計画修正案の検討		
7月18日		第2回策定委員会 基本計画修正案の全体についての検討		
7月27日	正副委員長 第1次菊川市総合計画原案を市長に提出。			

■庁内策定委員会

開催年月日	会議名	内 容		
平成 17 年度	9月14日	第1回庁内策定委員会 総合計画策定方針及び策定体制について		
	11月14日	第2回庁内策定委員会 主要な取り組み課題について 主要な指標予測（人口等）について 新市建設計画を基とした新総合計画の基本方針について 土地利用の方向について		
			1月11日	第3回庁内策定委員会 第1編 総論について、策定委員会での意見のまとめ 第2編 基本構想の内容について 第3編 基本計画の組立について

平成18年度	4月25日	第1回庁内策定委員会	第1編 総論及び第2編 基本構想について 基本計画の内容確認について 今後のスケジュールについて 各課における計画策定調査について
	4月～	庁内専門部会 (各専門部会ごとに検討会を開催)	基本計画の作成について
	6月7日	第2回庁内策定委員会	基本計画の策定についての検討 実施計画の策定についての検討
	6月10日～ 6月26日	合同専門部会	※策定委員会掲載と同じ・8回開催
	6月30日	第3回庁内策定委員会	総合計画(基本構想・基本計画)素案の検討
	7月～	専門部会調整	専門部会(関係課)詳細調整
	8月16日	第4回庁内策定委員会	総合計画(基本構想・基本計画)案の検討調整

■市民意見の反映

実施年月日	アンケート	内容	
平成17年度 7月～8月	市政懇談会(11箇所)	市内を11地区に分け市政懇談会を開催し、市民より合併直後の意見や要望等を拝聴した。	
平成18年度	4月21日～ 5月15日	菊川市市民アンケート	無作為に選んだ20歳以上の市民2,000人を対象に実施。 主な調査内容:「市の施策に対する満足度及び施策の重要度」について
	7月4日～ 7月13日	基本構想(案)に対する 意見・感想の募集	各分野別の団体や委員会等の役員約90名と市役所、支所等の公共施設にアンケート箱を設置し、基本構想(案)についての意見・感想の募集を行った。

■市議会

開催年月日	会議名	内容	
平成18年度	8月22日	菊川市議会全員協議会	第1次菊川市総合計画(案)について説明
	9月4日	平成18年第3回菊川市議会定例会	第1次菊川市総合計画基本構想を定めることについて地方自治法第2条第4項の規定により提案
	9月14日	菊川市議会議決	基本構想

■まちづくり審議会総合計画審議

開催年月日	会議名	内容	
平成17年度 1月31日	第1回審議会	第1次菊川市総合計画の策定方針及び策定体制等について説明	
平成18年度	7月27日	関係資料送致	第1次菊川市総合計画(案)関係資料の送致
	8月3日	平成18年度 第1回審議会	第1次菊川市総合計画(案)の諮問を受け検討
	8月3日～ 8月10日	各委員検討	第1次菊川市総合計画(案)について、各委員、意見を文書にて提出
	8月15日	正副会長意見調整	委員意見の調整・答申案検討
	8月16日	平成18年度 第2回審議会	第1次菊川市総合計画(案)に対する委員意見の調整及び答申案の決定
	8月18日	正副会長、市長に答申	第1次菊川市総合計画(案)について答申

7 菊川市まちづくり審議会への諮問

菊総企第68号
平成18年8月3日

菊川市まちづくり審議会
会長 落合 敏夫 様

菊川市長 太田 順一

第1次菊川市総合計画の策定について（諮問）

第1次菊川市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について、菊川市まちづくり審議会条例（平成17年3月25日条例第167号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。

8 菊川市まちづくり審議会の答申

平成 18 年 8 月 18 日

菊川市長 太田 順一 様

菊川市まちづくり審議会
会長 落合 敏夫
副会長 山本 瑛

第 1 次菊川市総合計画について（答申）

平成 18 年 8 月 3 日付け菊総企第 68 号で諮問のありました第 1 次菊川市総合計画の基本構想（案）及び基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議を行った結果、合併時に策定された「新市将来構想・菊川市新市まちづくり計画」を基本に策定されており、その内容は概ね適当であると判断したので答申します。

なお、審議過程において提言された意見等を下記のとおり取りまとめましたので、総合計画の推進にあたり、十分にこの意見が尊重されますことを要望します。

記

○基本構想について

基本構想は、合併委員会で協議、検討された約束事や申し合わせ事項等に沿った内容が盛り込まれており、市の目指す将来像「みどり次世代」は市民全員の願いであると思います。

この基本構想が実現できれば、近隣にない安心安全の素晴らしい菊川市になるものと期待します。

基本理念としての「共に生きる」（共生と協働）・「自らを拓く」（自立と交流）・「未来へ歩む」（継承と発展）は、まさにこれから迎えようとしている厳しい時代に即応した考え方であると思います。市民参画型自治体制の構築をはじめとして、すべてが市民と行政がともに手を携えて歩み、理想とする新菊川市へ向けて、確かな第一歩を踏み出したと言えると思います。

構想の骨組はよくまとまっていると思います。文章については、接続詞や行政用語、カタカナ用語が多く使われていて気になります。

具体的な計画の推進や事業の実施にあたっては、市民の誰もがわかる表現や説明をこころがけて下さい。

基本理念の「共に生きる」「自らを拓く」「未来へ歩む」はすばらしい。これ

がすべての基本計画に反映され、実行されることを強く望みます。

将来を見据え様々な困難が想定される中であって、凡ての状況を分析し市民のより良い生活を求め、努力しようという思いに満ちた基本構想は良いと思う。

一方、農業者、中小企業、商店、増え続けるパートや定職に就かない若者等、非正社職員、生活のゆとりを失っていく階層の益々増加する時代、協働という事は、それら市民に多くのボランティアや奉仕等の税外負担を課し、結果的に自由を求める若者達の郷里離れを助長することの無いような施策を推進されたい。

市道朝日線アンダー事業は、国道1号線への接続も視野に入れ、掛浜バイパスと両輪に位置づける。また、日常的な市民の利便性に加え、市外から交流人口の増加を念頭に、駅北地区の駐車場の確保をその核ととらえ、御前崎市・掛川市南部・牧之原市中西部に加えて、掛川市日坂・東山地区へのアプローチにつなげる。今後益々需要の高まる公共交通へのアクセスの為、JR菊川駅利用客の増加プラス、市内商店街での購買力増加に結びつけることを常に念頭に置いて広い視野で構想を持って、長期的でねばり強く、基本構想の実現に向けて取り組んでいただきたい。

○基本計画について

「基本計画全般」

まちづくりの基本方針である「1. 共に汗をかくまち（市民・行政）」「2. 安心していきいき暮らせるまち（福祉・健康）」「3. 豊かなこころを育むまち（学校教育・社会教育）」「4. 笑顔がうまれるまち（コミュニティ）」「5. 輝くみどりのまち（環境）」「6. 躍進する産業のまち（産業）」「7. 安全・便利・快適なまち（都市基盤）」を柱として、向こう10年間に成し遂げなければならない菊川市の取組の全てが語り尽くされていると思います。

しかしながら、真の行財政改革とは、今さら申すまでもなく「機能的な市役所への改革の推進」「市民と行政との協働による市政の確立」「安定的な財政基盤の確立」であります。市政運営には、企業のそれをそのまま取り入れることは市民へのサービスの低下につながると考えます。とかくハードな事業が評価されがちではありますが、ソフトな事業に重点を置いた施策、特に「人づくり」（福祉・教育）には、最大限の努力を傾注すべきであると思います。「ムダと必要」を「集中と選択」によって、新しい菊川市のあり方を決定付けながら、10年後よかったと言える実施計画の策定と推進を望むものであります。

主要施策の各項目毎に「みんなで目指す目標値」があげてあり、進めていく中で1つの目安として大事であることはわかります。しかし、全体を見た時、目標値が生きていくものと、この目標値ってどうしてでるの？こんなことで目標値がいるの？と思うものもあります。目標値に縛られ、それ（数字）を達成するためだけにことを進め、中身のないものにならないよう取り組んでいただきたい。

市職員はこの総合計画を熟読し、目標値の達成に努力される事を望む。

行財政改革を大胆に進めなければ、自治体の財政が破綻してしまう時代、民間にできることは民間に、ただでもらえる事は自治会や善意のボランティアでという発想であるが、今求められるのは、各々の分野に於ける有能なリーダーである。リーダー育成の為には、先ず市職員が一市民として、先頭に立つ意識改革ができるかどうかにかかっていると思う。自己や家庭の安寧のみ求める市民の生き様の中においても、夢ある理想の実現に向けて努力されたい。

「健康づくりの推進」

今後、少子高齢化が進む社会の中で、福祉、医療、介護などを含む市民サービスをどこまで行えるか、慎重に検討すべきだと思います。

「子育て支援体制の充実」

子育て支援も色々ある、「働く人のための子育て支援」や「初めての親への子育て支援」、それぞれが何を一番今必要としているかに耳を傾け、それぞれがどんなことを考えていけば、子育てしやすいまちになるか考えていけるといいと思います。

乳幼児は子育て支援、小学生は学校教育の充実やスポ少の充実などでとりあげられているが、中高生も活動できる場所づくりをとりあげ、育てていけるまちづくりを進めてほしい。

「障害者福祉の充実」

安心していきいき暮らせるまちの中に「心身の不自由な人でも活動しやすい生活環境を整え、市民一人ひとりがいきいきと明るく暮らすことができる支援体制を強化します」とあり、施策の体系の中で「自立支援法の推進」が揚げられていますが、国の施策とはいえ障害者にとって決してよい支援とは言えません。障害者福祉計画で取り組むと言うことのようにですが、どのようにして矛盾を埋めるのか？「安心していきいき暮らせるまち」を絵に描いた餅にならないよう、また障害者が悲しむようなことにならないような施策をお願いしたい。

「農業振興と次世代農業の育成」

市面積の約38%を占める農地があり、市の基幹産業でもある「みどり次世代」に欠かせない緑の茶畑と広大な美田を「行政、農協、地権者」の三者が三位一体となり、叡智を絞り荒廃させない対策について、総力をあげて取り組むべきだと思います。

「防災・防犯対策の強化促進」

消防・防災体制については、広域的視野に立ち検討すべきだと思います。

「工業振興と企業誘致」・「若者の定住基盤の推進」

産業の躍進や若者の定住基盤の推進は、菊川市の未来を決定づける重要な課題である。子育て支援の拡充や、住環境の整備に加えて、若者の働く場所、産業基盤の確立は、市の経済力向上を目指すうえでも重要な課題と考える。

そこで、公設民営の「産業展示館」を提案する。場所は菊川運動公園野球場東側の陸上グラウンドと周辺へ東名パーキングと併せて設置。展示館では、市内各分野の製品やパネルを展示し、併せて地場製品の直売（イベント含む）を行う。バイヤーをインターから降ろして自社へ向かわせるため、各社は日常的に様々な努力をしている。もっと広範な人達に、菊川の産業をアピール、PRしてインターから降りて見たくなる様に仕向けることが必要ではないか。毎日、何百万台ものお客さんが通っているのに、指をくわえて見ている手はないと思います。菊川の窓を外に向かって開いて見てはどうか。今後、検討されることを望みます。

以 上

9 分野別計画策定状況

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
第1次菊川市総合計画	平成18年度	平成19年度～28年度	企画政策課

共に汗をかくまち

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
菊川市男女共同参画推進プラン	平成18年度	平成18年度～22年度	企画政策課
菊川市行財政改革大綱	平成17年度	平成17年度～21年度	財政課
菊川市集中改革プラン	平成17年度	平成17年度～21年度	財政課
菊川市定員適正化計画	平成17年度	平成17年度～21年度	総務課
菊川市特定事業主行動計画	平成17年度	平成17年度～21年度	総務課
第4次東遠広域市町村計画	平成13年度	平成13年度～22年度	企画政策課

安心していきいき暮らせるまち

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
菊川市次世代育成行動計画	平成17年度	平成17年度～21年度	こどもみらい課
菊川市介護保険事業計画 菊川市高齢者保健福祉計画	平成17年度	平成18年度～20年度	健康福祉課
菊川市健康増進計画 「健康きくがわ21」	平成18年度	平成18年度～23年度	健康福祉課
菊川市地域福祉計画	平成17年度	平成18年度～22年度	健康福祉課
菊川市障害者福祉計画	平成18年度	平成18年度～20年度	健康福祉課
(次期) 菊川市介護保険事業計画 菊川市高齢者保健福祉計画	平成20年度	平成21年度～23年度	健康福祉課
(次々期) 菊川市介護保険事業計画 菊川市高齢者保健福祉計画	平成23年度	平成24年度～26年度	健康福祉課

豊かなこころを育むまち

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
菊川城館遺跡群保存管理計画	平成 17 年度～ 19 年度	平成 19 年度～	社会教育課
黒田家住宅保存修理	平成 18 年度～	平成 19 年度～	社会教育課

輝くみどりのまち

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
一般廃棄物処理基本計画	平成 18 年度	平成 18 年度～ 32 年度	環境推進課
水道事業基本計画	平成 18 年度	平成 18 年度～ 30 年度	水道課

躍進する産業のまち

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
菊川市農業振興地域整備計画定期変更策定	平成 19 年度	平成 19 年度～ 24 年度	農林課
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 17 年度	平成 18 年度～ 22 年度	農林課
菊川地域水田農業ビジョン	平成 16 年度	平成 16 年度～ 18 年度	農林課
小笠地域水田農業ビジョン	平成 16 年度	平成 16 年度～ 18 年度	農林課
菊川市森林・林業事業実施計画	平成 16 年度	平成 16 年度～ 20 年度	農林課
菊川市（旧小笠町分）森林整備計画	平成 16 年度	平成 16 年度～ 25 年度	農林課
菊川市（旧菊川町分）森林整備計画	平成 16 年度	平成 16 年度～ 25 年度	農林課
第 9 次鳥獣保護事業計画（旧小笠町）	平成 14 年度	平成 14 年度～ 18 年度 (平成 19 年度迄延長)	農林課
第 9 次鳥獣保護事業計画（旧菊川町）	平成 14 年度	平成 14 年度～ 18 年度 (平成 19 年度迄延長)	農林課
菊川町松くい虫被害対策事業推進計画	平成 14 年度	平成 15 年度～ 19 年度	農林課
小笠町松くい虫被害対策事業推進計画	平成 14 年度	平成 15 年度～ 19 年度	農林課
農村地域工業等導入実施計画	平成 18・19 年 度	平成 18・19 年度～	商工観光課
菊川市観光振興基本構想・基本計画	平成 19・20 年 度	平成 19・20 年度～	商工観光課

安全・便利・快適なまち

計 画 名	策定年度 (改定予定年度)	期 間	担当課
菊川市地域防災計画 (一般対策・地震対策・原子力 対策)	平成 18 年度	—	安全課
菊川市水防計画	平成 17 年度	—	安全課
菊川市国民保護計画	平成 18 年度 (予定)	—	安全課
第 8 次交通安全計画	平成 18 年度	平成 18 年度～ 22 年度	安全課
菊川市消防計画 (旧小笠地区消防組合)	平成 11 年度～	—	消防本部
(仮) 菊川市国土利用計画	平成 19 年度	平成 20 年度～ 29 年度	企画政策課
都市再生整備計画	平成 16 年度	平成 17 年度～ 21 年度	都市計画課
菊川市都市計画道路整備プロ グラム	平成 19 年度	平成 20 年度～ 24 年度	都市計画課
菊川市都市計画マスタープラン	平成 19 年度	平成 20 年度～ 29 年度	都市計画課
小笠町緑の基本計画	平成 12 年度	平成 12 年度～ 27 年度	都市計画課
菊川市都市計画緑の基本計画	平成 23 年度	平成 24 年度～ 33 年度	都市計画課
菊川市公共下水道中期経営計画	平成 17 年度	平成 17 年度～ 21 年度	都市計画課
東遠広域都市計画事業菊川駅南 土地地区画整理事業事業計画書	平成 15 年度 (当初昭和 60 年度)	昭和 60 年度～平成 20 年度	区画整理室
菊川町中心市街地活性化基本計 画	平成 10 年度	平成 10 年度～	区画整理室

第 1 次菊川市総合計画

平成 18 年 11 月

発 行 : 菊川市

編 集 : 菊川市総務企画部企画政策課

〒 439-8650

静岡県菊川市堀之内 61 番地

TEL.0537-35-2111

URL.<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>

